平成２８年（フ）第２４１号
福岡県久留米市天神町140番地１　冨久ビル201号
破産者　高橋　一之
１　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで
２　一般調査期日　平成30年３月５日午後２時
平成29年12月７日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２０７号
奈良県大和郡山市九条町1043―31
破産者　藤田智左男
１　破産債権の届出期間　平成30年１月19日まで
２　一般調査期日　平成30年２月６日午前10時50分
平成29年12月８日　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９７号
愛媛県松山市石手５丁目１番７号　サントノーレ石手304号
破産者　髙橋恵美子
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年３月１日午後１時55分
平成29年12月７日　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０１３号
奈良市中山町西４丁目535番地の343
破産者　佐野　隆司
１　破産債権の届出期間　平成30年２月１日まで
２　一般調査期日　平成30年３月１日午後２時30分
平成29年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２８年（フ）第８１２号
広島市安佐南区長楽寺１丁目30番３―102号　パルテールⅢ
破産者　庄司　勝則（旧姓青木）
破産管財人　戸田　慶吾が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石井誠一郎
平成29年12月５日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第７号
北海道帯広市公園東町４丁目３番地２
清算株式会社　株式会社北央観光商事
代表清算人　武部　雅充
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所帯広支部

平成２９年（ヒ）第２２号
静岡県磐田市駒場954番地
清算株式会社　富士工業株式会社
代表清算人　喜多野孝徳
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２９年（ヒ）第３０２４号
大阪市港区弁天３丁目６番22号
清算株式会社　港資産管理株式会社（旧商号山地食品株式会社）
代表清算人　山地　伸作
１　決定年月日　平成29年12月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（ヒ）第１００８号
広島市中区基町６番78号
清算株式会社　株式会社ＲＲＨＨ
代表清算人　五弓　博文
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区京橋２丁目８番21号―５階
清算株式会社　株式会社岡邊食品
代表清算人　岡邊　泰幸
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権等の定義
平成29年10月６日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とし、別紙債権者一覧表記載の債権者を特別清算債権者とする。
第２　特別清算債権の免除等
１　免除
特別清算債権者らは、清算会社に対し、同人らがそれぞれ有する特別清算債権について、その債務をすべて免除する。
２　新しい財産が発見されたときの措置
⑴　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社はこれを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な経費を控除した残額を各特別清算債権額の割合に応じて弁済する。
⑵　前記⑴の場合においては、特別清算債権者らが前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２９年（再）第３６号
東京都中央区日本橋小舟町14番10号
再生債務者　旭フォトマイクロウエア株式会社
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年２月14日から平成30年２月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第３７号
新潟市中央区新光町19番地８パブリシティ・フレックスビル
再生債務者　株式会社ＷＩＮＰＲＯ
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年２月15日から平成30年２月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第３８号
東京都港区西新橋２丁目８番６号
再生債務者　プラスワン・マーケティング株式会社
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後６時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成30年２月13日から平成30年２月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第８号
大阪市淀川区田川３丁目７番２号
再生債務者　ホンマ・マシナリー株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成29年11月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成30年１月19日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成30年１月５日
平成29年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第２号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑751番地
再生債務者　株式会社井口組
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年12月５日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２９年（再）第３号
静岡県浜松市北区三ヶ日町釣22番地の１
再生債務者　有限会社三ヶ日生コン工業
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年12月５日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係